

◀ 第5次浜頓別町まちづくり計画 ▶  
町づくり計画審議会専門部会を開催しました

第5次浜頓別町まちづくり計画にかかる町づくり計画審議会専門部会が次の日程で行われました。

専門部会での審議は今回で終了となり、今後、町づくり計画審議会の全体会議で集約し、廣瀬町長に答申されます。

- ▶ 11月18日(火) 町づくり計画審議会第3専門部会
- ▶ 11月20日(木) 町づくり計画審議会第2専門部会
- ▶ 11月27日(木) 町づくり計画審議会第1専門部会



問合せ 役場総務課企画広報係  
☎ 2-2345 (内線 218・220)

浜頓別町優良特産品  
認定・推奨商品を紹介します

浜頓別町優良特産品認定審査会が優良特産品の募集をし、申請のあった2社6製品について、11月17日に審査会が行われました。審査の結果、次の6製品が認定され、町に推薦がありました。町はその審査結果に基づき、優良特産品として認定し推奨することになりましたので紹介します。

【尙丸美菅原水産】

たこ三升漬・ほたてみみ三升漬・いか三升漬

【尙小田切水産】

さけとば・燻製するめ・たこしゃぶ



年金

扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

問合せ 役場住民課住民係 ☎ 2・2345 (内線 114)

老齢年金等(老齢または退職を支給事由とする年金)には、所得税法上、「雑所得」として所得税がかかります(障害年金や遺族年金には税金はかかりません)。所得税は受取る年金から源泉徴収されますが、源泉徴収の対象となるのは年金額が158万円以上の方のみです(65歳未満の方は108万円)。

所得税には、納税者の税を負擔する能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられています。公的年金等に係る源泉徴収の際にこの控除を受けるためには、あらかじめ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(ハガキ)」(以下、「扶養親族等申告書」といいます)を社会保険庁に提出しなければなりません。

この扶養親族等申告書は、毎年10月下旬に社会保険業務センターから対象となる年金受給者の方に送付されますので、必要事項を記入の上、社会保険業務センターにすみやかに返送してください。

なお、提出期限については、社会保険庁が指定する12月上旬の日が扶養親族等申告書に記載されています(今年12月1日)。

また、扶養親族等申告書が届かない場合や、無くしてしまつた場合などには、社会保険庁ホームページをご覧ください。または「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届書です。申告書が提出されないと、控除申告がないものとして扱われてしまいますので、忘れずに提出してください。

■ 社会保険庁ホームページアドレス  
<http://www.sia.go.jp/>

■ ねんきんダイヤル  
☎ 0570(05)1165

国民年金の手続きをお忘れなく!

60歳前に、務めていた会社を退職したときや、その被扶養配偶者であった人は、国民年金の手続きが必要です。忘れずに届出を願います。また、健康保険の任意継続をされた方も60歳前であれば年金の手続きが必要です。詳しくは、役場住民課住民係まで。